

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

佐賀県人事委員会規則第32号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(条件付採用期間及びその延長)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第22条の2第1項各号に掲げる者（<u>第10条の6第1項第8号</u>において「会計年度任用職員」という。）に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「6月」とあるのは「1月」と、第2項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</p> <p>(選考による採用)</p> <p>第10条の6 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>(条件付採用期間及びその延長)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第22条の2第1項各号に掲げる者（<u>第10条の6第1項第9号</u>において「会計年度任用職員」という。）に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「6月」とあるのは「1月」と、第2項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</p> <p>(選考による採用)</p> <p>第10条の6 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第19条の産前休暇及び産後休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職で、任期を定めて採用された者をもって補充しようとするもの</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>(選考の手続)</p> <p>第10条の8 選考に当たっては、選考する職に係る能力及び適性にかかわらず、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第25条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項についてそれぞれ任命権者にその権限を委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第10条の6第1項第1号、第3号、第5号、第7号及び<u>第9号</u>の職への採用のための選考に関すること。</p> <p>(4) <u>第10条の6第1項第8号</u>の職への採用のための選考に関すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、第1項第3号の規定により委任された選考(第10条の6第1項第7号の職への採用のための選考を除く。)により職</p>	<p>(選考の手続)</p> <p>第10条の8 選考に当たっては、選考する職に係る能力及び適性にかかわらず、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第10条の6第1項第8号に掲げる職に任期を定めて採用された職員を、その任期の満了後に引き続いて地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項(第1号に限る。)の規定により任期を定めて採用しようとする場合(その採用により処理しようとする同項に規定する業務が当該職員の第10条の6第1項第8号に規定する業務と同一である場合に限る。)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第25条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項についてそれぞれ任命権者にその権限を委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第10条の6第1項第1号、第3号、第5号、第7号、<u>第8号</u>及び<u>第10号</u>の職への採用のための選考に関すること。</p> <p>(4) <u>第10条の6第1項第9号</u>の職への採用のための選考に関すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、第1項第3号の規定により委任された選考(第10条の6第1項第7号及び<u>第8号</u>の職への採用のための選考を除</p>

改正前	改正後
<p>員を採用した場合は、速やかにその旨を人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>く。)により職員を採用した場合は、速やかにその旨を人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>5 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。